

令和5年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和4年度実施事業対象)

令和5年11月

甲 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～8
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	9
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	9～10
3. 点検・評価の対象となる事業	10
4. 点検・評価の視点	10～11
5. 評価基準	11
■ おわりに	12
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和4年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和5年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和5年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
教育総務課	①信楽高等学校地域支援活動支援事業	B	B	B
学校教育課	②ICT教育環境整備事業（小学校）	A	A	A
	③小中連携事業	A	B	B
社会教育スポーツ課	④自然体験活動推進事業	B	B	B
	⑤公民館事業の推進	A	B	B
歴史文化財課	⑥紫香楽宮跡活用事業	B	B	B

3. 事業別検証結果

次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		信楽高等学校地域支援活動支援事業						
担当部課★		教育総務課		所属コード		30100300		
連絡先（ﾀﾞｲﾔﾘﾝｸﾞ）		0748-69-2239		E-mail		koka30100300@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		予算科目	コード	名称	
		18	学校教育・青少年			01	一般会計	
						10	教育費	
	施策	56	教育環境の充実			01	教育総務費	
						02	事務局費	
						02	事務局運営経費	
						02	事務局運営事業	
			02	信楽高等学校地域支援活動支援事業				
法令等根拠		無						
個別計画等		無						
開始年度★		平成	25	年度	終了年度	令和	未定	年度
他部署との関連		商工労政課においては、全国募集で入学した学生に対し、信楽高等学校地域支援協議会を通じて家賃補助を行っている。						

事業の目的等★

（１）対象・・・誰に（何に）
信楽高等学校地域支援協議会

（２）活動内容・・・どのようなことを行うのか
信楽高等学校地域支援協議会が実施する事業を支援するため負担金を支払う。

（３）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか
信楽高等学校を側面から支援し、魅力と活力ある高等学校として地域に根付かせ、地場産業の継承と発展振興等を担う人材の育成、確保に繋げることが出来る。

事業概要★

信楽高等学校地域支援協議会が実施する事業について支援するため負担金を支払う。
・会議の開催
幹事会、総会

・信楽高等学校へのデザイン及びセラミック系列への講師派遣

・信楽高等学校の啓発活動
一日体験入学支援事業（８月、１１月）

・地域みらい留学の説明会に参加し、全国募集の周知を行う。

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	H	教育行政管理
	教育施策の柱（大区分）	1	教育委員会機能の充実
	教育施策（中区分）	3	効率的・効果的な組織・機構のあり方の検討

担当課評価	評価欄	地場産業の継承と発展振興等を担う人材育成のため、地元団体や大学と連携した授業を実施することで、信楽高等学校が取り組んでいる専門的教育の提供について支援することができた。また、オンラインでの合同説明会にて信楽高等学校のPRを行うことで、アート留学の定員はほぼ充足することができた。
	B	

教育委員会点検・評価（２次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍で広域的な活動が制限される状況下ではあったが、概ね計画どおりの事業が実施できた。特に全国募集枠については、成果実績は目標値に届かなかったものの、一日体験入学では定員を大きく上回る参加者があり、広報啓発活動においては一定の成果があったものと認識する。 一方、事業の趣旨となる地場産業振興と人材育成・地域につながる魅力ある高校の創造を進めるためには、専門的教育による唯一無二の高校づくりを進め、県内入学者の増加を図ることが肝要である。今後においては協議会活動の一つであるデザイン、セラミック系列の授業強化において財政支援だけでなく、取り組みへのさらなる参画を期待する。

		令和4年度	
		予算額	決算額
財源内訳	国庫支出金	725,000	648,000
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	875,000	952,000

行動計画★	計画	地場産業の継承や振興を担う人材育成のため、信楽高等学校が取り組んでいる専門的教育について、地域支援協議会を通して支援していく。総会終了後に負担金を支払う。
	実績	地域みらい留学合同学校説明会（オンラインにて参加） 1 日体験入学支援事業

成果指標	目標値	定員80人入学 全国募集枠5名の入学
	実績値	定員67人入学 全国募集枠4名の入学

具体的な改善策、今後の展望等	地域みらい留学の説明会には引き続き参加し、信楽高等学校の特色ある取り組みをPRする。入学者を増やし、人材育成、確保につなげるよう、信楽高等学校の側面支援に努める。
----------------	---

事業の評価	教育委員会点検・評価（１次評価）		
		評価	コメント
	必要性	概ね適切	セラミック・デザイン系列の授業へ専門講師を招聘するなど、信楽高等学校を魅力と活力ある高等学校として地域に根付かせ、人材の育成、確保に繋げるための事業を行っている。
	有効性	概ね適切	『地域・教育魅力化プラットフォーム』へ登録し、地域みらい留学の合同学校説明会へ参加することで、全国の生徒へ幅広く信楽高等学校を案内している。今年度のオンライン説明会は８回開催し、３５４名の参加、体験入学には３０人の参加があった。結果、４名がアート留学生として入学した。
	効率性	概ね適切	オンラインでの合同学校説明会に参加することで、全国的に信楽高等学校を案内することができた。入学に繋がらなくとも、信楽高等学校の特色ある取り組みをPRする効果は高いと考える。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	専門家による質の高い授業を提供することは信楽高等学校の魅力を向上させ、意欲を持った学生をアート留学生として受け入れることは地域の活性化にも繋がる。地場産業である陶業の継承や振興のためにも、今後も継続した事業支援が必要であると考えられる。
	手法改善	維持	オンライン説明会で全国的に信楽高等学校を周知することは効果が高い。専門的な教育が受けられることや地元の協力体制を効果的にPRし、引き続き意欲をもった学生の受け入れを行っていく。県内生徒に対しても、信楽高校独自の教育について積極的に案内し、定員を満たすような取り組みを行う必要がある。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	信楽高等学校に生徒を集めるという目標に対して、現状、一定の入学者数を確保できていることは評価できる。また、地域と連携して事業を進めている点についても評価したい。 本事業は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動との親和性が高いと考えられるため、同校の地域学校協働本部との連携も検討されたい。 予算の支出について、協議会への支出予算の大半が、市長部局の商工担当から支出されているものであることから、今後商工費への予算の一本化について検討されたい。 現在、事業実施にかかる予算を市が全額負担しているが、県立学校でもあるので、県予算からの支出を促すような仕組みづくりについても市で検討されたい。 今後、高校と地域のつながりづくりへのさらなる取り組みを期待する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
地域みらい留学において、信楽高等学校の特色ある学びを発信することにより、全国募集枠での入学は一定確保できているが、今後は地元からの志願者を増やせるよう、県内においても積極的なPRを地域支援協議会を通じて行い、定員充足につなげたい。 また、地場産業の振興と発展、若者の移住定住などにおいて、教育委員会だけでなく、市各部局との連携を密に行うとともに、地域関係団体とも関わりを持ちながら、県・信楽高等学校とともに、魅力ある高校づくりのため、効果的かつ効率的な事業展開をはかれるよう、地域支援協議会に対して働きかける。

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		ＩＣＴ教育環境整備事業（小学校）						
担当部課★		学校教育課		所属コード		30101200		
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2244		E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		予算科目	コード	名称	
		18	学校教育・青少年			01	一般会計	
						10	教育費	
	施策	55	学校教育の充実			02	小学校費	
						02	教育振興費	
						01	小学校教育振興事業	
						05	ＩＣＴ教育環境整備事業	
			01	ＩＣＴ教育環境整備事業（小学校）				
法令等根拠								
個別計画等								
開始年度★		平成	28	年度	終了年度	令和	6	年度
他部署との関連								

事業の目的等★

事業概要★

（１）対象・・・・・・誰に（何に）

小学校

（２）活動内容・・・・・・どのようなことを行うのか

小学校のICT環境の充実…学校ネットワークの保守・ＩＣＴ機器の管理・更新（電子黒板、指導者用・学習者用コンピュータ端末）、ＩＣＴ支援員の配置、インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出

（３）期待できる効果・成果・・・・・・どのような成果・効果が期待できるのか

現在のほか授業術「5箇条」を掲げ、市内全学校において課題解決型授業への転換を図っている。
ICT機器を効果的に活用することにより、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、より効果的に問題を解決する資質・能力を育むことができる。

①学校のICT環境の充実
授業を担当する教師一人一台となるよう指導者用コンピュータの購入（147台）
電子黒板の購入（257台）

②学校でのICT機器の効果的な利用促進
児童や先生がＩＣＴ機器をスムーズに使えるようサポートとしてＩＣＴ支援員を各校へ月2回配置

③持ち帰り学習への対応
インターネット（Wi-Fi環境）のない家庭へのモバイルルータの貸出

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(2)	教育環境の充実
	教育施策（中区分）	②	ＩＣＴ機器の導入等教育設備の充実

担当課評価	評価欄	指導者用コンピュータと電子黒板を購入し、ＩＣＴ支援員を計画通り配置できた。
	A	

教育委員会点検・評価（1次評価）			
事業の評価		評価	コメント
	必要性	概ね適切	「情報活用能力」の更なる育成、発揮にはICT環境の整備が必要不可欠である。
	有効性	概ね適切	子ども達の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図ることができる。
	効率性	やや不適切	課題として、現在各学校に設置しているオンプレミスのサーバーにて運用しているが、年度更新等による設定変更を一括で行うことができない。今後、管理の一元化、一括で設定変更を行える環境を整備する必要がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	拡充	文部科学省の推奨している教育現場に適した「フルクラウド」「ゼロトラスト」の環境を構築するために更なる整備が必要である。
	手法改善	抜本的改善	ICT教育環境整備の充実については、現状職員で対応しており、内容は多岐にわたり高度で専門的な知識が必要となることから、外部人材の登用や業務委託により改善が必要である。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・廃止		

教育委員会点検・評価（2次評価）			
評価	コメント		
A	指導者用PC、電子黒板の導入は計画通り環境整備が進められており、児童生徒への学力向上における施策として大きな成果がみられる。ICT支援員の配置については、現状では各校に月2回程度の訪問頻度であることから、全教職員のスキルアップやハード面でのサポートに対して十分なものとはいいがたい。市内全小中学校におけるICT環境充実に向け、よりスピード感を上げていくためにも「フルクラウド」「ゼロトラスト」に向けた環境構築と合わせて、教育現場をハード面、ソフト面ともに支援する人材の拡充が望まれる。		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）			
評価	コメント		
A	計画どおりに教職員、児童生徒用のPC・タブレット端末、電子黒板等の機器が導入され、市内の全小中学校でＩＣＴ教育環境の整備が行われたことは大いに評価できる。ＩＣＴ機器の整備は完了したが、使用する教職員のスキルにより、学校格差が生まれないよう、また、教職員の負担増にならないためにもＩＣＴ支援員の充実を行うべきである。また、ＩＣＴ機器は定期的な機器の更新が必要となるため、基金の積み立て等の定期的な更新に備えた予算措置を行われない。今後、甲賀市としてＩＣＴ機器をどのように活用していくのか、また、児童生徒の学力、学習意欲の向上に結び付いているのか等の検証を行い、常に何を目的として本事業を実施したのか振り返りを行われない。整備されたＩＣＴ機器が、教職員と児童生徒を結びつけるツールとして活用され、個別最適な学びにつながることを期待したい。		

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について			
市内全小中学校への機器導入およびサポートにかかる支援員の配置は当初計画の通り進捗したが、今後はハード面と併せ持つソフト面での充実が本事業の発展的取り組みと思われる。導入した機器をいかに最大限活用していくか、その成果をどう見とっていかという視点を今後重点的な取り組みとして進めていく。 現在、ICT教育推進に向けて、学校教育課内で2名の指導員が各小中学校に出向き授業活用に向けての助言・指導を行っているが、機器保守管理の面においてのニーズが多く、十分な授業活用支援にまでサポートがいき届いていない状況も見られることから、今後は「授業支援」と「機器対応支援」を独立した業務として各校をサポートする「（仮称）ICT教育推進支援室」の創設とともに、その成果を緻密に精査・分析し費用対効果の向上を図っていききたいと考える。			

令和4年度			
	予算額	決算額	
	232,625,000	230,656,749	
財源内訳	国庫支出金	40,092,000	39,766,043
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	74,002,000	73,522,133
	一般財源	118,531,000	117,368,573

行動計画★	計画	指導者用コンピュータ購入、電子黒板の購入、ＩＣＴ支援員配置
	実績	指導者用コンピュータ購入(147台)、ＩＣＴ支援員配置(全21校) 電子黒板の購入(257台)

成果指標	目標値	指導者用コンピュータ購入(147台)、ＩＣＴ支援員配置(全21校) 電子黒板の購入(257台)
	実績値	目標値どおり

具体的な改善策、今後の展望等	学校のＩＣＴ化を進めながら、セキュリティ対策と機器使用の利便性を向上させるため、「フルクラウド」「ゼロトラスト」による運用環境構築を進めていく必要がある。その過程で情報系端末と教育系端末のハード2台持ちを解消し、コスト削減に努める。
----------------	--

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		小中連携事業（小小連携事業）						
担当部課★		教育委員会事務局 学校教育課		所属コード		130101200		
連絡先（ﾀﾞｲﾔﾘﾝｸﾞ）		0748-69-2243		E-mail		koka30101200@city.koka.lg.jp		
総合計画	分野	コード	名称		予算科目	コード	名称	
		18	学校教育・青少年			01	一般会計	
						10	教育費	
	施策	1	学校教育の充実	01		教育総務費		
				03		教育振興費		
				03		教育支援事業		
				06		小中連携事業		
			01	小中連携事業				
法令等根拠								
個別計画等								
開始年度★		平成	28	年度	終了年度	令和	6	年度
他部署との関連								

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に）	
	各6中学校ブロックで小学生4.5.6年対象	
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	
	中学校教師派遣（出前授業）、小中学校合同研修会および研究会、中学校体験事業（小学6年生の段階でブロック内の小学6年生と交流し、中学校の授業の様子を見学、体験することで中1ギャップ解消の一助とする。また小中交流事業（文化祭等に行きあう）	
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	小学生が中学校の施設や授業を実際に見学したり、体験することで、小学校と中学校の障壁を取り払い、円滑に中学校への入学を進める。また、小学校、中学校の教員交流により、学校間の相互理解が高まることで、生徒理解および学力向上についての進展が期待できる。	
	当初予算で各ブロックごと事業計画書を作成し、小中連携事業担当者によるヒアリングを行い、精査している。 各6中学校ブロックで、義務教育9年間を通して、「夢に挑む中3年生」を目指して、小中学校の児童・生徒または教職員が一体となって進める。 小中一貫校を見据えた事業 H28年からH30年で各ブロックで計画、実施してもらう。今までしていた、集合学習を小小連携事業に移行する作業。 各ブロックで事業が定着化したことから、平成30年度からはアドバイザーを1名減し、QUテストを小学6年生、中学1年生を対象に実施し、スムーズに小学校から中学校へつなげるようにする。	
	R5予算概要	

各中学校ブロック配分	1, 6 6 9千円
QU調査	1, 7 2 6千円
事務費	5千円

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実
	教育施策（中区分）	③	小中連携・一貫教育の推進

担当課評価	評価欄	年3回の推進会議において進捗状況や成果と課題を確認し合い、取り組みの充実を図った。また、年2回の担当者会議において、研修や情報共有を行った。中1ギャップを出来るだけ少なくするため、小中9年間を見据えた学校教育となるよう、今後も継続した取り組みが必要。
	A	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	個々の児童生徒が学級生活の中での満足度を示す「QUテスト」は目に見えない心理的な側面を教師が把握するうえで大変有効な手立てである。加えて、「QUテスト」のデータをより効果的に活用するために研修会がもたれていることも大きな意味を持つものであり、学校単位ではなく各中学校ブロック開催など拡充されることを望む。小中両校種の教員が授業参観を行うだけでなく、共に教材研究の段階から参画し、各校種の特性を理解しあい、「中1ギャップ」となりうる要因について研究・研修する取り組みは大変効果的と思われる。今後も各中学校区ごとの方向性を明確にもつことで具体的な取り組みを充実させていくことに期待する。

		令和4年度	
		予算額	決算額
		3,137,000	2,640,811
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	3,137,000	2,640,811

行動計画★	計画	各中学校ブロックごとに事業取組、小5小6中1のQUテスト実施による小中のスムーズな移行
	実績	上記のとおり実施

成果指標	目標値	各中学校ブロックごとあしなみをそろえる。しかしそれぞれの特色を活かしていること。中1年生の様子も含めて確認しながら進める。
	実績値	各中学校ブロックごとに重点目標を決めて、各中学校区の課題解決に向けて取り組んだ。

具体的な改善策、今後の展望等	教育研究会と連携し、授業研究会に参加する中で、学びを実感できる授業づくりにについての情報共有を行い、自校の取組に生かす。
----------------	--

事業の評価	教育委員会点検・評価（１次評価）		
		評価	コメント
	必要性	適切	学区に共通する課題を見極め、中学校区に共通した「めざす子ども像」を小中間で共有した上で、学びの連続性、目標・内容の系統性、学習規律の維持や家庭学習のあり方などの指導の継続性を踏まえ、意図的・計画的に一貫した取り組みをさらに進めていく必要がある。
	有効性	適切	小中一貫した教育課程の検討、教員・児童生徒の相互交流や小中の段差解消に向けた取り組みで、学ぶ力向上や不登校問題等の今日的な課題の解決につなげることができる。
	効率性	概ね適切	小中連携の必要性や有効性についての理解や、実践の積み上げについては、各ブロックで着実に浸透しているところである。一方でＱＵ調査の有効活用については、改善の余地がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	各ブロックにおける取り組みを引き続き継続・発展させる。
	手法改善	軽微な改善	QU調査の活用について、小中連携担当者会で改めて周知する。また、タイムテーブルについても改めて周知徹底することで、各ブロックおよび各校での取り組みの差をなくし、より効果的な児童生徒理解や学級経営につなげる。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	QU調査を用いて、目に見えない心理的な側面を把握し、小中連携により「中1ギャップ」の解消をはじめとして、小中9年間の途切れのない支援を進めている点を評価したい。 今後、小・中学校の授業方法や宿題の出し方、急激に増加しているスクリーンタイムに関する指導等、児童生徒がギャップを感じやすい指導方法の差異について、研究や整理が必要であり、一層密に連携を取らねたい。 また、QU調査や全国学力学習状況調査の結果等、具体的なデータを踏まえた検証を学校のみならず、教育委員会でも実施されたい。 中学校への進学で起こりやすい、いわゆる「中1ギャップ」の解消は引き続き努めていただきたいが、一方で、これから高校、大学、社会とステップを重ねていくにあたり、「ギャップ」は避けて通れないものでもあることから、克服する力や耐える力等の育成についても取り組まれることを期待する。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
これまで実施を継続している「QU調査」のデータについては各校で分析・活用を進めているところであるが、経年変化を追っていく中で、小学校から中学校への環境変化からみられる個別の意識変化をより丁寧に見とるため、データ分析研修を実施するなかで、その変化の要因を分析し「中1ギャップ」の軽減を図りたい。 また、9年間の学びを意識するための教職員研修、交流会をより充実していくため、各中学校校区単位での授業交流会や、課題別研修会の開催を本課とともに、教育研究所とも連携しながら組織的、計画的に推進していきたいと考える。

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		自然体験活動推進事業						
担当部課★		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード		30104500		
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2248		E-mail		koka30104500@city.koka.lg.jp		
総合計画		コード	名称		予算科目	コード	名称	
	分野	18	学校教育・青少年	会計		01	一般会計	
				款		10	教育費	
				項		05	社会教育費	
	施策	3	青少年の健全育成	目		01	社会教育総務費	
				大事業		04	青少年育成事業	
				中事業		05	自然体験活動推進事業	
小事業	01	自然体験活動推進事業						
法令等根拠		社会教育法第5条第1項第14号						
個別計画等		甲賀市青少年自然体験活動振興計画						
開始年度★		平成	20	年度	終了年度	令和	—	年度
他部署との関連								

事業の目的等★	(1) 対象・・・・誰に（何に）	
	市内の青少年をはじめとした市民、市内で青少年活動に関わる青少年育成団体の指導者、市各施設・機関（学校・幼稚園・保育園など）の自然体験活動担当者、青少年活動に関わる青年リーダー	
	(2) 活動内容・・・・どのようなことを行うのか	
	自然体験活動（キャンプ）の実施、自然体験活動用備品の貸出、水辺の安全教育の推進、自然体験担当者・青少年活動指導者向け研修会の実施、青年リーダー養成研修の実施	
事業概要★	(3) 期待できる効果・成果・・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	安全で安心な自然体験活動を実施するために担当者、各種団体の指導者等に必要な知識を得てもらう機会となるとともに、人材育成の機会ともなる。自然体験活動は子どもたちが成長していく過程でも必要なもので、日常生活から離れて、非日常の場では得ることのできない体験ができ、自然の厳しさ、不思議さを理解し、自然や人に対して思いやる心を養うことはもちろんのこと、自主性や社会性、協調性など子どもたちが生きていくうえで大切な基礎となる能力を育てることができる。	
	＊青少年自然活動指導員（日本キャンプ協会公認資格等取得者）の配置	
	＊青少年自然活動指導員による派遣指導	
＊自然体験活動担当者研修会・青少年自然体験活動指導者等研修会の開催		
＊青少年自然体験活動事業（キャンプ）の実施		
＊青年リーダー（キャンプリーダー）養成研修の実施		
＊自然体験活動用備品（テント、ライフジャケット等）の貸出		
＊水辺の安全教育の推進（ライフジャケットの整備と活用、着用の啓発）		

教育振興基本計画		コード	名称
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(3)	青少年の健全育成
	教育施策（中区分）	③	生きる力を育む自然体験活動の推進

担当課評価	評価欄	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施している宿泊キャンプの実施は取りやめ、親子を対象にしたキャンプでは人数制限をし、感染防止対策を講じながら実施した。ライフジャケットは、令和4年度から個人にも貸し出せるように変更した。
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍ではあったが、計画どおりの事業を概ね実施したことで、実績においても目標達成に向けた成果を得られた。 課題としては、コロナ禍を受けて自然体験活動が減少したことで、安全安心な事業実施におけるノウハウの継承不足やリスクマネジメント意識の低下が危惧されることから、改めて安全管理の体制や効果的な安全対策に関する啓発や研修の実施が必要である。

		令和4年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		4,350,000	3,495,647
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	374,000	38,700
	一般財源	3,976,000	3,456,947

行動計画★	計画	自然体験担当者研修会、青少年自然体験活動指導者等研修会の開催 青少年自然体験活動事業（キャンプ事業）の実施、青年リーダーの養成 青少年自然体験活動推進委員会での基本計画の協議
	実績	自然体験担当者研修会の開催（4回）、指導者研修会の開催（1回） 自然体験活動事業（キャンプ事業）の実施（夏1回、親子デイ7回） 青年リーダー養成研修の実施（5回） 青少年自然体験活動推進委員会の開催（2回）

成果指標	目標値	自然体験担当者研修会（延べ70人）青少年自然体験活動指導者等研修会の開催（30人）自然体験活動事業（キャンプ事業）の実施（小中学生対象30人、親子デイ40組）、青年リーダー（登録20人） ライフジャケット貸出枚数 400枚
	実績値	自然体験担当者研修会（4回・21人） 青少年自然体験活動指導者等研修会（1回・186人）※青少年育成市民会議研修会合同 青少年自然体験活動事業（夏1回・5人、親子デイ7回・27組98人） 登録青年リーダー（登録者：18人、研修会5回・延べ23人） ライフジャケット貸出 336枚（団体9件、個人2件）

具体的な改善策、今後の展望等	市内の施設を活用し、自然体験活動事業を実施するとともに、各種団体や参加者ニーズにあった事業計画を策定する。 アフターコロナを迎え、事業やイベントの実施が再開されることに伴い、安全安心な事業実施におけるノウハウの継承不足やリスクマネジメント意識の低下が危惧されることから、改めて安全管理の体制や効果的な安全対策に関する啓発を行う。
----------------	---

事業の評価	教育委員会点検・評価（1次評価）		
		評価	コメント
	必要性	概ね適切	自然環境下での多様な刺激は感性の広がり、身体全体で感じる体験は原体験につながり、自然体験活動を通じた多様な学びは子どもたちの生きる力を育む上で大切なものである。 また、その体験をより効果的かつ安全安心に実施するためには指導者育成や活動用備品の貸出も欠かせない。
	有効性	概ね適切	親子が一緒に野外調理や自然を使ったプログラムを通して、野外活動の楽しさや大切さを体験いただけた。家庭でも取り組みたい旨の反応が多くあった。 青年リーダーは事前の試作・研修成果を活かし、キャンプ当日に参加者に寄り添い、安全で楽しい活動の支援ができた。
	効率性	概ね適切	親子デイキャンプは毎回人気があり、募集定員（約100人）の約3倍以上（343人）の申し込みがあった。会場のキャパシティやスタッフの確保など、今後の事業実施体制を検討する必要がある。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	自然体験活動は子どもたちの生きる力を育む上で大切な体験であることから、引き続き青少年・親子を対象としたキャンプ事業の実施、事業実施を支える青年リーダーや青少年活動団体指導者の育成を行うとともに、より効果的かつ安全安心な事業実施のために必要な啓発（危険予知トレーニング、水辺の活動安全啓発等）や情報提供（活動用備品の貸出、危険動植物など）を続けていく。
	手法改善	維持	各活動団体が求める研修内容も多様化し、活動団体の日程や人員等により特定の日程で一堂に会しての研修実施が困難なことから、青少年自然活動指導員派遣時に各団体が希望する日時・内容に対して個別の指導・助言を行う。また、キャンプ事業の実施においては青年リーダーの意見も取り入れ、より積極的かつ責任感を持って取り組んでいただけるよう促す。 キャンプの企画・運営には担当職員の技術や経験に左右されることから、持続的に効果的な事業を運営するためには専門機関への委託等の手法も研究する必要がある。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	市が自然体験事業に取り組み、リスクマネジメントを重点として、青年リーダーの育成を目指していることは評価できる。 青年リーダーの育成に努められていると思うが、その数は多くなく、今後さらなる増加を目指し、市内の高校生や県内、近隣の大学にも積極的に声をかけ、募集されたい。また、参加者についても、デイキャンプや1泊2日のキャンプ等を計画することで、より多数の方が参加できるよう工夫されたい。 今後、地域の中で自然体験活動に興味をもつ中高生や大学生が、日常的に子どもたちが、近くの里山や公園等を活用して集団で遊ぶ手助けをし、遊びのリーダーとしても活躍するなど、青年リーダーの新たな形を生み出すような仕掛けづくりも行い、加えて自然の中で遊ぶだけでなく、自然の中に潜む危険への対応力等のリスクマネジメントについても、活動の中で学んでいけるような啓発や研修が行われることを期待する。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
青年リーダーの募集については周知先の拡大など積極的な働きかけを行うとともに、リスクマネジメントを重視しながら、青年リーダー自身がより積極的かつ責任感を持って事業の実施や支援に取り組めるよう育成に努める。 自然体験活動事業の実施については、実施時期や場所、プログラム内容や安全面、教育的効果を考慮しながら、デイキャンプや1泊2日のキャンプ等、初心者を含めより多数の方に参加いただけるよう事業企画を工夫する。 青年リーダーの育成については、甲賀市ニンニン忍者キャンプ青年リーダー設置要領に基づき、甲賀市青少年自然活動支援センターが実施する自然体験活動推進事業を円滑に進めるため、指導者育成を図っているところである。現状は、定期的に実施するキャンプ事業における参加者への体験指導や活動支援が主な活動であり、日常的に子どもたちが近くの里山や公園等を活用して集団で遊ぶ手助けをするといった活動に対しては、人員や知識、技術面の充実が必要であることから、まずは登録リーダーの増員に努めたい。 日常的な集団遊び支援の将来的な実現性については、まずは保護者等に対して、より効果的かつ安全安心な事業実施のために必要な啓発（危険予知トレーニング、水辺の活動安全啓発等）や情報提供（活動用備品の貸出、危険動植物など）を続け、自然の中に潜む危険への意識向上に努める。

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		公民館事業の推進						
担当部課★		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード		30104500		
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2247		E-mail		koka30104500@city.koka.lg.jp		
総合計画		コード	名称	予算科目		コード	名称	
	分野	7	生涯学習・文化・スポーツ		会計	01	一般会計	
					款	10	教育費	
					項	05	社会教育費	
	施策	15	生涯学習環境の充実		目	02	公民館費	
					大事業	02	公民館管理運営経費	
					中事業	02	公民館運営事業	
小事業								
法令等根拠		社会教育法 第20条～第42条 甲賀市公民館条例及び同条例施行規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第12号						
個別計画等		第3期甲賀市教育振興基本計画						
開始年度★		平成	16	年度	終了年度	令和	—	年度
他部署との関連								

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 全ての市民
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 教育の基礎となる家庭教育力の向上および、高齢者や障がい者の健康づくりや交流の場等を、社会教育の方法を用いた組織的な教育による学びとして提供する。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 地域における持続的な生涯学習社会の実現を図るとともに、子どもたちが健やかに育つ地域づくりにつなげる。
事業概要★	「夢の学習事業」として、参加する人と学びを提供する人が互いに学びあい、学ぶ楽しさを知り、学ぶことの大切さと教育の必要性を理解していただけるよう、次の事業、講座等を実施。 ① 家庭教育力向上事業 地域の学習支援者による親子を対象とした講座を実施し、家庭教育の情報提供や世代間交流、相談、課題解決の場とする。 ② 学びをつなぎ広げる事業 アンケート等の実施により課題を分析し、新たな学びや手法を研究し講座を行う。また、課題解決のために地域の人材を発掘する。 ③ 人と人がつながる事業 学びを通じたつながりの中で、課題に気づき、相談しやすい環境をつくるとともに、課題解決方法や情報を積み上げ、自助・互助・共助の充実を図る。また、まちづくりへの意識や具体的な取り組みへの意欲を高めるための場づくりを行う。 ④ 学習をまちづくりにつなげる事業 市の施策や地域支援につなげることができるよう、まちづくりへの関心や参加意欲を醸成し、事業実施の中で見えてきた課題や課題解決のための情報を関係機関と共有する。

教育振興基本計画		コード	名称
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ
	教育施策の柱（大区分）	(1)	生涯学習環境の充実
	教育施策（中区分）	①	いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実

担当課評価	評価欄	公民館事業を夢の学習に委託することで、年間2,887回の講座等を実施し、延べ30,335人の参加を得ており、地域における生涯学習の推進につながっている。現在もボランティアスタッフの拡充をはじめ、少子高齢化など地域課題の解決に向けた取組も進めており、今後も夢の学習に事業委託することで、地域における生涯学習の推進に努めたい。
	A	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍ではあったが、計画どおりの事業を概ね実施したことで、実績においても目標達成に向けた成果を得られた。併せて、本事業は多くのボランティアスタッフで運営されており、これらスタッフの地域でのまちづくりへの参画が期待できる。 ただし、参加費を無料としている「夢の学習事業」の事業内容の拡大に伴い、同様の活動を実施されている市民団体の活動への影響を解消することや、それぞれの地域で実施される取り組みに本事業で活躍されているボランティアスタッフが参画することに向けた仕組の構築などの課題がある。

		令和4年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		60,624,000	50,923,161
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	60,624,000	50,923,161

行動計画★	計画	家庭教育力の向上ならびに地域における持続的な生涯学習社会の実現のため、公民館における自主事業をはじめ、特定非営利法人に事業を委託する。
	実績	特定非営利活動法人に事業委託

事業の評価	教育委員会点検・評価（１次評価）		
		評価	コメント
	必要性	適切	多くの市民に社会教育の場を提供するためには、多くのマンパワーが必要となるが、公民館事業を委託することで、多くのスタッフが確保でき、きめ細やかで多くの学びの場の提供が実現できていることから、必要不可欠な事業である。
	有効性	適切	単に学びの場としてだけでなく、子どもから高齢者の居場所、また、市民ボランティアにとっては生きがいや地域づくりの場となっており、有効な事業となっている。
	効率性	適切	特定非営利活動法人に事業を委託することで、スピード感のある多様な事業展開が実施できており、より多くの学びの場が提供できている。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	夢の学習においては、今後、地域の方々が自ら行動していただくような仕組みづくりの構築が有効であり、当該ボランティアスタッフも含め、将来的に地域でまちづくりや課題解決のための貴重な人材として、自主的に活動し、活躍いただけるような事業展開が必要である。
	手法改善	軽微な改善	社会教育コーディネーターや地域マネージャーと連携協力しながら、より多くの学びの場の提供を行っていく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

成果指標	目標値	家庭教育支援事業 教室数： 150教室以上 回数： 1500回以上
	実績値	家庭教育支援事業 教室数： 237教室 回数： 1501回

具体的な改善策、今後の展望等	各中央公民館に配置している社会教育コーディネーターが、各地域市民センターに配置の地域マネージャーと連携協力しながら、社会教育の手法でまちづくりの人材を育成し、地域ボランティアとの協働も含め、持続可能なまちづくりの支援を行うとともに、地域学校協働活動について、伴走支援を行っていく。
----------------	--

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	多数の教室を開催し、延べ3万人を超える参加者を得ていること、また公民館活動の充実やその道に長けた方たちがボランティアスタッフとして数多くの講座で活躍されていることは、多くの市民やスタッフの方たちの生涯学習の充実につながっており、高く評価できる。 一方で、家庭教育力の向上や、家庭環境が困難な状況にある児童生徒への支援等の事業を一事業者に委託することや、市の他部署が実施している事業と重複する事業の実施については、継続性の観点や市税の効率のかつ効果的な執行の観点から適切かどうか十分に検討されたい。 また、事業の実施にあたり、全参加者の参加費・材料費を無料とされているが、受益者負担の原則からも成人参加者を始めとして、応分負担が可能である参加者からは材料費を徴収するべきである。 市からの委託を受けた事業者が、参加費・材料費を無料とし、他団体等が実施している事業と重複する事業を実施することにより、他団体等が本来得られるはずであった参加者や利益が損なわれている可能性があることから、早急に見直しを行うべきである。 上記のように評価するが、「夢の学習」事業に関わっておられるスタッフの方が、経験や知識を活かし、将来的に地域の自主的な活動の展開につながり、地域全体の活性化が図られることが期待される。 今後、状況に応じて、委託事業からクラウドファンディングや企業等からの寄付等を含めた自主財源の検討を促し、他団体と同様に補助金で運営する方向に進められることも検討されたい。

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
令和5年8月に策定した「新しい豊かさ」の創造に向けた社会教育の振興方針～甲賀市社会教育ビジョン～で示したとおり、来年度（令和6年度）から教育委員会事務局に配置する社会教育統括指導員が中心となり、公民館に配置する社会教育指導員等と連携し甲賀市の社会教育事業を推進する中で、夢の学習事業における「市の他部署や他の社会教育団体との効率性・公平性」「材料費の徴収」「補助金化」などの課題の解決を図るとともに、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる、「開かれ、つながる社会教育の実現」を目指す。 特に、NPO法人 地域で創る土曜日夢の学習は、社会教育を担う多様な主体の1団体であることから、この事業で培われたボランティアスタッフが「地域学校協働活動」をはじめとする社会教育の場で活躍いただく等の取り組みを進める。

令和5年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和4年度実施事業）

事業名★		紫香楽宮跡活用事業						
担当部課★		教育委員会事務局 歴史文化財課		所属コード		30109000		
連絡先（ダイヤル）		0748-69-2251		E-mail		koka30109000@city.koka.lg.jp		
総合計画		コード	名称		予算科目	コード	名称	
	分野	6	歴史・文化財・景観			会計	01	一般会計
						款	10	教育費
						項	05	社会教育費
	施策	2	文化財等の活用			目	04	文化財保護費
						大事業	05	史跡活用事業
						中事業	02	紫香楽宮跡活用事業
小事業	01	紫香楽宮跡活用事業						
法令等根拠		文化財保護法・甲賀市文化財保護条例						
個別計画等		史跡紫香楽宮跡整備活用実施計画（平成26年） 甲賀市文化財保存活用地域計画（令和2年）						
開始年度★		平成	29	年度	終了年度	令和	6	年度
他部署との関連		総合政策部（雲井地域市民センター）						

事業の目的等★	（1）対象・・・誰に（何に）	
	史跡紫香楽宮跡の活用	
	（2）活動内容・・・どのようなことを行うのか	
事業概要★	① 史跡を生かしたまちづくりを推進する。 ② 紫香楽宮跡の魅力を市の内外に発信する。	
	（3）期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	
	① 地域主体で取り組むことで、のどかな田園風景とゆたかな里山の中で、静かに守られてきた紫香楽宮をこれからも保護し、次世代に引き継ぐための意識醸成をはかる。 ② 史跡を生かした地域振興・観光集客を市民と行政が協働で実施する。	
事業概要★	① 紫香楽宮跡歴史フォーラム開催 「紫香楽宮跡の調査と8世紀の甲賀」 基調講演「甲賀郡と紫香楽宮」講師：栄原永遠男氏（前 大阪市歴史博物館長） ② 史跡景観維持業務 危険木伐採、既設説明板の文字面張替等 ③ 黄瀬文化財作業所トイレ修繕 地域活動で使用する作業所のトイレ修繕 ④ 地域活用業務委託(R3年度～) 地域住民で組織された「史跡紫香楽宮跡整備活用実行委員会」に対して地域活用業務委託 紫香楽宮の名前にちなんだラベンダー苗の育成・植栽やHP(しがらきFAN)、YouTube動画「紫香楽宮探偵団」での情報発信（市と包括協定を締結している立命館大学から経済学部黒川教授が参画し、植栽事例やまちづくり事例に対して助言を得ている。） ⑤ 地元小学校への出前講座等実施 毎年、雲井小学校の6年生を対象に、校外学習での紫香楽宮探訪や修学旅行前後の時期に奈良時代の歴史や郷土史を学ぶ出前講座を実施。	

教育振興基本計画		コード	名称
	教育分野	D	歴史・文化財
	教育施策の柱（大区分）	(2)	文化財等の活用
	教育施策（中区分）	①	市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

担当課評価	評価欄	成果：ラベンダー植栽(現時点1000株/目標3000株) デジタル情報の発進 地域活用業務委託でのラベンダーの植栽活動に対して、今まで地域活動に参加されることが少なかった女性ボランティアが30人以上参加される等、効果があった。 歴史フォーラムの満足度が目標値70%に対して、81%と魅力発信の効果があつた。 課題：他団体・事業との連携、地域後継者の育成、継承
	B	

教育委員会点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	コロナ禍ではあったが、計画どおりの事業を概ね実施したことで、実績においても目標達成に向けた成果を得られた。併せて、地域の主体的な植栽や情報発信にもつながっている。 課題としては、文化財の活用に向けた地域の主体的な取り組みを持続的なものにすることや、広報紙をはじめとする市の媒体による市内外への情報発信を強化することが必要である。

		令和4年度（単位：円）	
		予算額	決算額
		1,690,000	1,279,198
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	195,000	0
	一般財源	1,495,000	1,279,198

行動計画★	計画	歴史フォーラムの開催 史跡景観維持業務 黄瀬文化財作業所トイレ修繕 集客効果試行事業委託（地元委託） 地元小学校への出前講座等実施
	実績	歴史フォーラムの開催：80千円 3/18観水ホール 参加者122人 史跡景観維持業務：345千円 危険木伐採・既設説明板文字張替4箇所 黄瀬文化財作業所トイレ修繕：240千円 和式から洋式へ 集客効果試行事業委託（地元委託）：599千円 地元小学校への出前講座等実施：5月に校外学習受入（雲井小学校）

成果指標	目標値	歴史フォーラムの満足度70%(アンケート)
	実績値	歴史フォーラムの満足度81%(アンケート)

具体的な改善策、今後の展望等	○ 紫香楽宮の情報発信(歴史講演会の継続実施、デジタルコンテンツでの発信強化) ○ 地域主体での史跡活用に対する継続的支援の強化
----------------	---

教育委員会点検・評価（１次評価）			
事業 の 評 価	評価	コメント	
	必要性	適切	紫香楽宮跡の保護、活用、継承の活動を地域が主体に取り組んでいる。 併せて、歴史的価値や重要性、必要性を市の内外にPRしている。
	有効性	概ね適切	コロナ禍で中断していた講演会が再開出来るなど、PRを進めることができた。 雲井自治振興会や立命館大学の支援、協力の元、地域主体の活動が徐々に協働に繋がってきている。
	効率性	やや不適切	地域委託の過半を占めるラベンダー植栽について、品種選定や育成方法についてノウハウの蓄積が不十分。園芸家の指導も受けているが、本格的な話題提供まで時間と費用がかかる。
	●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	地域による紫香楽宮への集客強化。 (歴史以外の地域の良さを発信する) 将来目標として、紫香楽宮跡の他地区の維持管理事業を一本化する形で史跡全体の管理活用を地域が担っていただけるよう進めて行きたい。
	手法改善	軽微な改善	地域の担い手を、さらに増加させる仕組みが必要。 ラベンダー植栽に要する作業の効率化、省力化を図り、その分を活動内容のPR不足に対するデジタル情報の発信強化、イベント告知を強化する方法の検討が必要。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	紫香楽宮跡を活用したまちづくり事業であり、ラベンダー苗の育成など地域を巻き込んだ取り組みや大学と連携した事例研究を進めていること、フォーラムの参加者からも高い満足度を得ていることが評価できる。 歴史フォーラムは、満足度が高いが単発のイベントであるため、その効果は今後検証が必要であると考えます。 また、今後、史跡を地域振興や観光振興につなげていくためには、ホームページや動画配信サービス等を活用した情報発信や、市観光部局との連携により更なる情報発信に努められたい。 今後、現在実施されている雲井小学校への出前講座を市内の他の小学校にも広げることや、地域の歴史や文化財に興味のある中高大学生等の若者が地域と一体となった探究活動ができる新たな仕掛けづくりなどが試みられることを期待する。

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について
今後も地域と大学、行政の3者で連携を密にしながら、紫香楽宮跡を核とした地域活性化に取り組む。具体的にはラベンダーと紫香楽宮の関連付けを強化するため遺構表示への植栽活用を検討する。ホームページや動画配信等を活用した情報発信も行い、観光部局との連携強化にも努める。 また、歴史フォーラムについても、紫香楽宮について知りたいという知的欲求を満たすこととPR効果の両面を狙って、今後も継続していく。併せてフォーラム開催時に紫香楽宮跡地域活用の取り組みを紹介するブース設置なども検討する。 学校への出前講座について、校長会・教頭会等を通じて周知するなど、現在の取り組みをより一層拡げる方策を検討する。

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役 職	氏 名	分 野	任 期
委員長	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
副委員長	北川 昌美	学校教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	林 善彦	社会教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日 令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	西出 八津子	教育行政経験者	令和4年6月1日～令和6年5月31日
委員	熊谷 尚子	社会教育経験者	令和4年6月1日～令和6年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑により委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として評価を決定し答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
令和5年5月25日(木)	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和5年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和5年7月3日(月)	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかる視察・ヒアリング実施 (教育総務課、学校教育課)

令和5年 7月 13日（木）	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 （社会教育スポーツ課、歴史文化財課）
令和5年 8月 30日（水）	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和5年 9月 25日（月）	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 答申書案の確認について
令和5年 10月 4日（水）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

（1）対象事業

点検・評価の対象は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により実施されている主要施策等を中心に評価を行いました。

（2）対象事業の選定方法

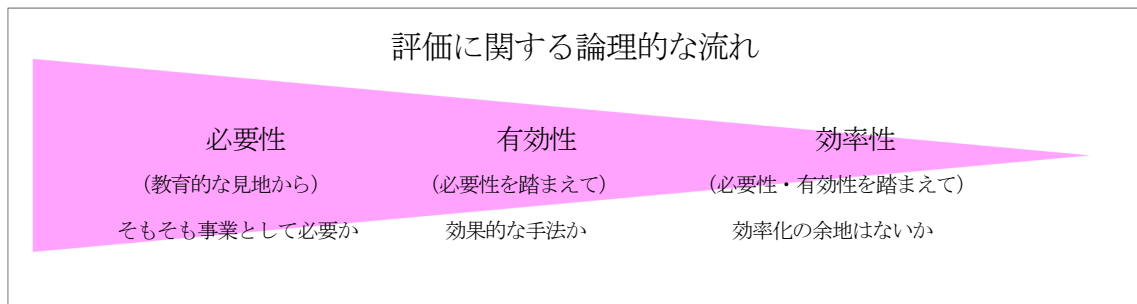
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により6事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している	○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している	○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある	○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある	○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」に基づき、教育施策を推進しています。

効果的な教育行政の推進を図ることを目的に、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用した点検及び評価を実施、改善や工夫に取り組んでいます。点検・評価結果を最大限に生かして市民の皆様に、よりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 35 号

改正 平成 27 年 6 月 15 日 条例第 17 号

平成 28 年 3 月 9 日 条例第 3 号

平成 28 年 6 月 22 日 条例第 18 号

平成 29 年 3 月 30 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 1 号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 2 号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成 20 年甲賀市条例第 43 号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 24 号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のものの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有 財産審議会	公有財産の取得、管理及び処 分について調査し、審議する こと。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 市長が指名する 職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札 監視委員会	市が発注する公共工事等に 関する入札及び契約の適正 化を図るために必要な事項 について調査し、審議するこ と。	(1) 学識経験を有す る者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域 福祉計画審 議会	社会福祉法(昭和26年法律 第45号)第107条に規定 する地域福祉計画の策定及 びその推進について調査し、 審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 地域福祉関係団 体の代表者 (4) 社会福祉事業関 係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工 業振興計画 審議会	商工業振興計画の策定及び その推進について調査し、審 議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 商工業関係団体 の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	1 5 人以 内	2 年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	1 2 人以 内	2 年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	2 0 人以 内	2 年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6 人 以内	3 年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8 人 以内	3 年

評価委員会		る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	--	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市教育 行政評価委 員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育 支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験 活動推進委 員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで